

第3回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和5年10月23日（月）午後2時00分～午後4時30分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、9番：刈部委員、
10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、13番：永岡委員、
14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）、
18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

5番：小島委員

会議経過

1 開 会

出席委員18名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号6番の相良委員、7番の小野口委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：議案書3ページ議案第16号及び議案第17号（令和5年10月13日付け）

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第3号から3ページ議案第15号までは、同一の借受人となっておりますので、議案第1号から議案第15号までの15議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 まず、議案第2号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。譲受人は、令和4年3月1日に設立された法人で、農業を主な業務としており、農地法第2条第3項に掲げる全て

の要件を満たしている農地所有適格法人です。また、高根沢町に73,848平方メートルの耕作地があり、高根沢町農業委員会に利用状況について確認済です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第2号について、質疑願います。

委員 譲受人の経営面積73,858平方メートルと記載があるが、備考には高根沢に73,848平方メートルの耕作地があり、10平方メートル差があるが、どうしてなのか。

事務局 先月定例総会で、同じ譲受人が、同じ譲渡人から売買で、宇都宮市の田10平方メートルを取得しているため、このような記載となっております。

議長 ほかにありませんか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第2号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく、効率的に利用していないと認められる場合、許可を取り消す旨の条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第3号から議案第15号までの13議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第3号から第15号について御説明いたします。清原地区の申請です。貸付人は、借受人の営農に協力するため、借受人は、農地を借りて営農するため、申請地に賃借権を設定し、全てシャインマスカットを作付けする旨の申請です。賃借期間につきましては、議案第8号及び議案第10号は10年間、議案第12号は1年間、それ以外は全て20年間となっておりますが、20年以下の契約の筆についても、あくまで貸付人、借受人の間での話し合いで決定したものであり、契約期間満了後に契約を更新する予定とのことであります。賃借人は、令和5年8月1日に設立された法人で、農作物の生産・加工・販売・輸出等を主な目的としております。農機具の調達状況は、スピードスプレーヤー1台、軽トラック1台を導入予定です。なお、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、次の3つの解除条件を付して許可するべきものと調査しており

ます。

1 権利を取得する者が権利取得後に農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されていること

2 地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

3 権利を取得しようとする者が法人である場合、その業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等に常時従事すると認められること

以上3つの条件であります。(以降の説明については、解除条件と省略させていただきます。)

議長 議案第3号から15号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第3号から15号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、解除条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第1号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。贈与税の支払い意思是確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台をリースにて確保しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第1号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないのでお諮りします。議案第1号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、審議済みの議案第15号及び取下げとなった議案第16号、17号を除く議案第18号から20号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第18号について御説明いたします。城山地区の申請です。賃貸人は、賃借人の営農に協力するため、賃借人は、農地を借りて営農を開始するため、申請

地に20年間の賃借権を設定し、イチゴを栽培する旨の申請です。賃借人は、令和5年8月1日に設立された法人で、農業を主な業務としております。農機具の調達状況は、トラクター6台、軽トラック3台をリースする予定になっており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、解除条件を付して許可する」べきものと調査しております。

議長 議案第18号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第18号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、解除条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第19号及び20号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第19号について御説明いたします。城山地区の申請です。貸付人は、借受人の営農に協力するため、借受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地に20年間の賃借権を設定し、ナシを作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター6台、軽トラック3台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、相続財産を清算するため、譲受人は、隣接地に建設予定の店舗で使用する野菜を作付けするため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、耕運機1台を購入予定しており、営農に支障はありません。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第19号及び20号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第19号及び20号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。議案第21号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第21号について御説明いたします。国本地区の申請です。貸付人は、子に経営移譲させるため、借受人は、経営主として営農するため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、田には水稻、麦、大豆、畑には麦、そばを作付けする旨の申請です。借受人の経営面積は202,099平方メートルであり、許可要件を満たしております。農機具の調達状況は、田植機1台、トラクター5台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第21号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第21号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。議案第22号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第22号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲渡人は、耕作が不便なため、譲受人は隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ネギを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、小型トラック1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第22号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第22号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。議案第23号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第23号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、耕作が不便なため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、自家消費野菜を作付けする旨の申請です。農機具については特に所有されておきませんが、申請地は、自宅に隣接した狭小な農地で、現在、宅地部分に家庭菜園があり、その延長上で自家消費野菜を作付けするため、問題ないと思われ、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法

第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第23号について、質疑願います。

委員 宅地の部分を購入して野菜を作っているが、もし、この宅地に家を建てる場合農地転用は必要になるのか。

事務局 宅地の部分は住宅敷地として家庭菜園に利用されており、その部分は宅地のため農地転用の必要ありません。しかし、今回の申請地89平方メートルの部分は農地ですので、ここを農地以外にするには農地転用は必要になります。

議長 ほかにありませんか。

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第23号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第24号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第24号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。申請人は、農機具置場が不足しているため、農家住宅敷地を拡張して納屋3棟を設置する旨の申請です。土地利用計画については、給排水設備は設置せず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第5号「既存敷地の拡張」に該当することから、立地基準では許可に支障はありません。なお、申請地には既に納屋が設置され、是正を含めた申請となっておりますが、農業用施設として利用されていること及び申請書には土地所有者からの始末書が添付されており、反省していることなどから、追認許可を認めることについて、やむを得ないものと調査しております。

議長 議案第24号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第24号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。8ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第25号から31号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第25号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自

己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、清原中学校から100メートル、清陵高校から300メートルの場所にあり、上下水道管が埋設してある道路の沿道の区域に位置することから、第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第26号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール166枚を設置し、年間発電量103,943キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算いたしますと、年間の利益は99万3千円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲は2メートルのフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が7.8ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第27号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、議案第26号と同一の法人であり、同じく非FIT法による売電事業を行うものとなっております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール162枚を設置し、年間発電量96,628キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算いたしますと、年間の利益は91万3千円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲は2メートルのフェンスで囲む計画となっております。雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、瑞穂野地区市民センターから380メートルの区域に位置する第2種農地と判断

しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第28号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人が、申請地に3年間の賃借権を設定し、園芸用土を採取するため、一時転用する旨の申請です。借受人は、昭和48年12月21日に設立した法人で、園芸用土の製造及び販売等を主な目的としております。事業計画によりますと、作業時間は午前8時から午後5時まで、保安距離については、申請地の東側と西側は5メートル、南側は4メートル、北側は2メートルを設け、掘削角度は45度、掘削の深さは2メートル、周辺には防護ネットを設置し、出入り口には鉄板を敷いて、常に清掃を心掛けるよう配慮する計画となっております。採取後の埋め戻しについては、飯田町にある自社の土砂で埋め戻すこととしており、表土については、申請地の表土50センチメートルを利用する計画で、園芸用土の販売先については、鹿児島市及び金沢市にある法人となっております。使用する重機等ではありますが、採取時においては、自社所有のバックホウ1台、4トンダンプ3台、埋め戻し時においては、自社所有のバックホウ2台、協力業者所有の10トンダンプ3台を使用する計画となっております。なお、採掘から製品まで全て申請人の法人が行うことや採掘場が細長く傾斜のある地形で埋戻しに時間を要するため、通常より期間が長い3年間の設定となっております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前々回地は飯田町の畑4,717平方メートルにおいて、令和2年5月8日に許可を受け、農地に復元されております。前回地は、下荒針町の畑4,089平方メートルにおいて、令和4年2月1日に許可を受け、農地に復元されております。資金計画については、事業費等を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の第1種農地ではありますが、一時転用で農地に復元される計画であることから、不許可の例外に該当します。また、申請書には、「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は現在の農地同様の耕作可能な農地に復元し、農業委員立会いのもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されていることから、改めて条件を付す必要はないと思われれます。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第29号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、申請地に1年10か月間の賃借権を設定し、園芸用土採取の際の搬出入路として、一時転用する旨の申請です。借受人は、平成28年9月1日に設立した法人で、園芸用土の採掘及び販売等を主な目的としております。園芸用土の採取場は、申

請地に隣接する畑8,043平方メートルであり、令和4年8月29日に農地法第5条の許可を受け、現在、採掘中ですが、今後、埋め戻しを行う際にダンプの通行が集中し、周辺住民や一般通行する方々に迷惑にならないよう、搬出入路を増やす計画に至ったもので、採取場として許可している一時転用の工期と併せた期間1年10か月となっております。土地利用計画については、農地の一部に鉄板を敷いて利用するもので、特定図での申請となっております。資金計画については、事業費の全額を自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の第1種農地であります。一時転用で農地に復元する計画でありますことから、不許可の例外に該当し、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第30号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は親と同居しているが独立するため、申請地に35年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の孫であり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。また、申請地は、同時利用地の宅地312.19平方メートルを併せて利用する計画で、給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第31号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は、近隣にある既存の資材置場が手狭なため、申請地に20年間の賃借権を設定し、新たに資材置場を整備する旨の申請です。借受人は、平成31年2月27日に設立された法人であり、とび、土工、足場組立等を主な目的としております。土地利用計画については、造成及び一部砂利敷きを行い、工事用車両7台、残土、碎石を置く計画となっており、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地代金を既に支払い済みであり、支払い済みの領収書の写しが添付されております。申請地は、豊郷南小学校から200メートル、柴病院から320メートルの場所にあり、上下水道管が埋設し

てある道路の沿道の区域に位置することから、第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第25号から31号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第25号から31号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。9ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第32号及び33号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第32号について御説明いたします。富屋地区の申請です。借受人は、駐車場が手狭なため、申請地に20年間の賃借権を設定し、新たに駐車場を整備する旨の申請です。借受人は、平成24年3月9日に設立された特定非営利活動法人で、重い障がい児と家族への支援事業等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、30台分の駐車場を整備するもので、周辺は一部ネットフェンスを設置する計画となっております。また、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費等を全額自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、富屋地区市民センターから370メートルの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないこと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第33号について御説明いたします。河内地区の申請です。借受人は、コンビニエンスストアを営むため、申請地に20年間の賃借権を設定し、店舗を建築する旨の申請です。都市計画法第34条第9号の「沿道サービス施設」に該当します。借受人は、平成4年5月15日に設立された法人で、コンビニエンスストア、食堂喫茶の経営を主な目的としております。土地利用計画については、雑種地79.43平方メートル及び山林312.84平方メートルを同時利用する計画で、敷地内はアスファルト舗装とし、店舗1棟を建築、普通車30台、大型車2台分の駐車場を整備するもので、周囲は境界ブロックを設置し、敷地外周は目隠しフェンス及びメッシュフェンスを設置する計画となっております。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に集水し、浸透槽にて処理する計画となっております。申請地は、農地の集団的な規模が0.6ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障は

なく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第32号及び第33号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第32号及び33号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページをお開きください。日程第4「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、議案第34号から13ページ議案第44号までの11議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 相続税の納税猶予については、農地等を相続により取得した農業後継者が指定した農地を、引き続き農地として適正に利用する場合、相続税の納付が猶予されるもので、現在では市街化区域で20年、市街化調整区域で終身継続が条件に、納付が免除されますが、平成21年の農地法改正前は、市街化区域、市街化調整区域に関係なく、20年継続が免除の条件となっており、今回の11議案については、すべて法改正前の20年が適用となります。なお、税務署では、申告期限から20年を経過する日が概ね1年以内のものについて、農業委員会に納税猶予を受けた土地の利用状況について、確認の依頼をしております。税務署では、納税猶予を受けている農地とは、耕作されていなくとも正常な状態の下においては耕作されていると認められるとされており、保全管理の状態でも可ということになります。今回の対象者は11名で、全員、農業従事者として農家台帳に登載されており、対象の農地については、土地登記事項証明書、公図、現地調査等で確認したところ、議案書記載のとおり利用状況であり、「問題ないもの」と調査しております。

議案第34号は、旧市地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、12筆12,293.84平方メートルでした。調査の結果、国土調査による成果により、12筆12,270.81平方メートルに変更になっており、全て農地として利用していることを確認しております。

議案第35号は、清原地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、3筆7,579平方メートルでした。調査の結果、地籍の変更もなく、現在も3筆7,579平方メートルであり、全て農地として利用していることを確認しております。

議案第36号は、清原地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、5筆23,616平方メートルでした。調査の結果、地籍の変更もなく、現在も5筆23,616平方メートルであり、全て農地として利用していることを

確認しております。

議案第37号は、雀宮地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、8筆10, 973平方メートルでした。調査の結果、土地改良の換地処分により、現在は、4筆10, 979平方メートルとなっておりますが、全て農地として利用していることを確認しております。

議案第38号は、姿川地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、2筆4, 653平方メートルでした。調査の結果、地籍の変更もなく、現在も2筆4, 653平方メートルであります。全筆とも土地区画整理事業施行中であることを確認しており、土地区画整備事業中は、営農されていなくても、納税猶予は継続されるとのことです。

議案第39, 40号は、城山地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、5筆6, 849平方メートルでした。相続人が2名いることから、議案としては2つになります。なお、当初、相続人は3名おりましたが、その内の1名が死亡したため、その持分3分の1は既に免除されております。調査の結果、地籍の変更もなく、現在も5筆6, 849平方メートルであり、全て農地として利用していることを確認しております。

議案第41号は、国本地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、3筆4, 115平方メートルでした。調査の結果、地籍の変更もなく、現在も3筆4, 115平方メートルであり、全て農地として利用していることを確認しております。

議案第42号は、国本地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、41筆55, 884平方メートルでした。調査の結果、地籍の変更もなく、現在も41筆55, 884平方メートルであり、全て農地として利用していることを確認しております。

議案第43号は、国本地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、3筆4, 789平方メートルでした。調査の結果、地籍の変更もなく、現在も3筆4, 789平方メートルであり、全て農地として利用していることを確認しております。

議案第44号は、豊郷地区の農地です。相続人が納税猶予の指定を受けた農地は、12筆28, 972平方メートルでした。調査の結果、地籍の変更もなく、現在も12筆28, 972平方メートルであり、全て農地として利用していることを確認しております。

議長 議案第34号から44号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第34号から44号について、「利用状況のとおり報告する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。14ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第45号を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第45号は、河内地区の計画です。田の貸し借りになります。この計画は所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第45号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第45号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(中間管理事業)の決定について」、議案第46号から59号までの14議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第46号、47号は、平石地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第48号、49号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが1件、畑の貸し借りが1件です。

議案第50号、51号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第52号は、横川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第53号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第54号は、篠井地区の計画です。田と畑の貸し借りです。

議案第55号、56号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第57号から議案第59号は、河内地区の計画です。田の貸し借りが3件です。

これらの計画は所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、全て適正な計画であると調査しております。

議長 議案第46号から59号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第46号から59号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。16ページを御覧ください。日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権移転)の決定について」、議案第60号から17ページの議案第67号までの8議案に

ついて、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第60号から17ページ議案第67号は、全て国本地区の計画です。貸付人と田及び畑の利用権を設定している耕作者を子に、経営を移譲するため、新里町甲及び新里町丁の田と畑、計40筆、45,492平方メートルの利用権を移転するものです。これらの計画は台帳等と照合しましたところ、全て適正な計画であると調査しております。

議長 議案第60号から67号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第60号から67号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。18ページを御覧ください。日程第8「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」、議案第68号から議案第71号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第68号は、清原地区の計画です。譲受人の公益財団法人栃木県農業振興公社(以下、「県公社」と省略させていただきます。)が、譲渡人から、氷室町の畑1筆、8,314平方メートルを売買により取得するものです。

議案第69号は、清原地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、桑島町の田1筆、872平方メートルを売買により取得するものです。

議案第70号は、城山地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、下荒針町の田3筆、計11,153平方メートルを売買により取得するものです。

議案第71号は、城山地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、福岡町の1筆、1,717平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、全て適正な計画であると調査しております。

議長 議案第68号から71号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第68号から71号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。19ページを御覧ください。日程第9「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第72号を上程します。事務局の説

明を願います。

事務局 議案第72号は、上河内地区の計画です。農地中間管理事業により、県公社から農地を借り受けて耕作しておりました方が、離農のため、耕作者を変更するものです。この計画は、所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第72号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第72号について、「計画のとおり承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。20ページを御覧ください。日程第10「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更申請に係る意見について」、こちらは、本日举行う合同調査会の結果を踏まえて審議するため、先に報告事項に入ります。21ページをお開きください。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から第6まで一括で報告する。]

議長 それでは、一度、総会議事を中断して、合同調査会を行います。10分間ほど休憩を入れた後で行いますので、よろしく願います。

(合同調査会終了後)

議長 それでは、総会を再開します。議案書の20ページをお開きください。日程第10「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更申請に係る意見について」、「先ほどの合同調査会の意見を、委員会の意見とする」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何か報告等はありませんか。

委員 [アンケート調査について、女性農業委員の会議結果について]

議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 [農委だより、専門委員会について]

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第3回定例総会を終了します。

(閉会 午後4時30分)